

東日本大震災災害対策NEWS

◇東日本の仲間とともにがんばろう◇

〒336-8512 埼玉県さいたま市南区鹿手袋 6-18-12 TEL048-863-6211 Fax048-837-1989

各支部で、支援物資の確認続々!!ボックスティッシュ1300個、タオル3000本超、マスク600個超!

カセットコンロ、カセット用ガスを提供できる仲間、ご協力をおねがいします!

今、震災対策本部の呼びかけに応え、各支部では備蓄も含め、救援物資の確認を急いですすめています。その中間集約では、ボックスティッシュが1300個を超え、タオルも3000本、マスクも50枚入りが600個確認されました。早急に本部へ集中し、現地へ送りたいと思います(具体的なお願いは近日中に)。また、全建総連から3月19日に「東日本震災の被災地に対する救援物資支援の依頼」がきまして、すでに支部へは連絡しましたが、カセットコンロおよびカセット用ガス、ブルーシートを被災地に送ってほしいという要請になっています。埼玉土建でもできうる限り対応したいと考えています。そこで、カセットコンロ、カセット用ガスを提供できる仲間を募ってください。全建総連が現地での支援体制の相談の中で、「とにかく寒い。燃料が不足し、特にお湯を沸かしたり調理するためのカセットコンロが不足している。カセットコンロがあれば・・・」と悲痛な叫びが届いています。

26日に行われた埼労連評議会の中でも埼玉土建の発言から「物資(カセットコンロ等)を提供してくれる方は近くの支部へお願いしたい」と訴えました。多くの仲間の協力をよろしくお願いします。

地域を駆け巡る仲間の奮闘

【宮代支部】県内で最も被害を受けた宮代地域。仲間の自宅の住宅被害の情報があとを絶ちません。また被災地に親戚がいる仲間は、被災地から8人の親類を埼玉の自宅へ避難させています。地震当日にも、地域住民から支部事務所へ住宅被害の連絡があり、すぐに仲間が駆けつけ住民の不安を取り除いています。

【久喜幸手】今回の震災を教訓に、幸手市では住宅リフォーム助成制度のほかに、埼玉土建が要求していた耐震助成も新年度から行われることが急ぎよ決まりま

した。また、組合員さん個人で十五万円の救援募金を日赤に送った仲間も。菖蒲分会では、近くの騎西高校に双葉町の被災者を受け入れることになり、分会として物資両面で支援しようとして役員で話し合いが進められています。

【加須】加須市では十八日現在でわかった住宅被害は二千七百三十件を超え、屋根かわらの被害が多いのが特徴です。加須支部では、すでに事務所へ募金箱を設置し、事務所へ来所する仲間へ募金を訴えています。

***** 仲間からの現場の声 *****

Q:「NODA」(建材メーカー)の製品がストップしているようだが大丈夫か?

A: 通行制限・交通渋滞・給油制限の影響。配送状況

3月22日より出荷再開: 栃木県、茨城県

3月23日より出荷再開: 岩手県内陸部・秋田県

3月24日より出荷再開予定: 青森市内・福島県の状況です。

Q: トステムの工場が原子力発電所の近くにあり、生産がストップしたのではないか?

A: 茨城県筑波工場(INAX)3月22日より操業再開。福島県須賀川工場(トステム)3月17日より操業再開。茨城県土浦工場(トステム)・岩井工場(トステム)3月16日より操業再開。

操業停止中の工場は岩手県一関工場(トステム)、茨城県下妻工場(トステム)、筑波工場(INAX)鹿島工場(旭トステム外装)。

福島配送センター18日、東北物流センター24日から出荷再開。

ただし、両社とも今後原料調達・製品物流・計画停電で影響がでることもあり得るとしています。

(NODA3/23付、トステム3/24付のHP上からの情報を抜粋)

震災の影響による資材調達の遅れなどについての対応策

①資材調達の遅れには合意書・契約書の変更で対応を

【ケース1】請負契約締結後、現在工事中の案件で建設資材の納入の見込みがなく工事再開の目途がたたないケース。

1. 合意書の締結が大事

このケースの場合、顧客との請負契約について、工事延期の合意書を交わす。しばらく時間がかかるようであれば「工事中止の合意書」を交わす。合意書を交わすメリットは、後々、顧客から工期遅延に基づく損害賠償などのクレームを予防する点にある。

2. 天災地変では損害賠償義務は発生しない

今回の大地震は天災地変というべき事態であり、この天災地変を直接の原因として工期遅延が生じたとしても「請負の責めに帰すべき遅延」は存在しないので、住宅会社において工期遅延に基づく責任を負わないことになる。この点は合意書によってしっかり確認する。

3. 期限の定めない合意も有効

今回の大震災による混乱はいつ納まり、建材流通がどのように回復していくか、未知数な状況と言わざるを得ない。建材入荷の予定が確実に立っているようだったら純粹に変更した工期について変更日を合意すれば良い。ただし今回の大震災は、①各建材工場にて計画停電が予定されていることから工場稼働ができない、②大打撃を受けた状況であり今後の見通しが立たない、など生産側においても混乱をしている状況だから、住宅会社における工期について見通しが立たないのが実情。

【ケース2】これから請負契約を締結しようとするケース。

1. 契約書の工期の記載を変更する

まず、請負契約書の工期の記載を変更するところからスタートする。具体的には契約書を締結する際、今回の資材搬入の不明瞭な状況を受け、工期の記載をする。

平成 年 月 日着工

平成 年 月 日完工 とするのではなく、

着工日 資材搬入スケジュールが立ち次第、甲乙協議の上決定する

完工日 着工日から●●日

という記載に変更し、着工スケジュールが立ち次第、協議の上、着工日を決定するという方法で対応をすることを検討する。その上で、契約書特記事項に「東日本大震災により建築資材の調達日程が不明瞭な状況にあります。着工日については、資材納入スケジュールが立ち次第、甲乙協議の上、決定します」との特約条項を入れておくと良い。また記載内容については、顧客に対し丁寧に説明をし、了承をいただいた上で契約することが重要。

2. 工事中のリスクの説明も大事

工事途中に建材が入荷せず工事がストップしてしまう可能性がある。工事中のリスクは明確に説明するとともに、請負契約書の特記事項にその旨記載をする。

(匠総合法律事務所 秋野卓生弁護士寄稿文抜粋)

震災による現場での影響、情報を支部、本部へおよせください。